

白鳥 常男 賞 規定

(趣旨)

- 第1条 本規定は、日本平滑筋学会（以下「本会」という）会則第2条を達成する一環として授与する白鳥 常男 賞（以下「本賞」という）について定めるものである。
2. 本賞は、故 白鳥 常男先生の遺徳を偲び、平滑筋およびその関連領域の若手研究者の研究奨励を目的として設立するものである。

(対象)

- 第2条 本賞は、平滑筋およびその関連領域の進歩に寄与する優れた研究を行い、将来発展が期待される国内会員の平滑筋研究者に対して授与する。

(授与)

- 第3条 本賞の授与は毎年3件以内とし、受賞者には賞状および副賞10万円を授与する。

(資格)

- 第4条 本賞の受賞者は、本会員資格を有し、応募時に満45歳以下の者で、発表論文一編以上の筆頭著者とする。これに国籍、所属の制限を設けない。
2. 応募論文は、受賞前年に刊行されたもの、ならびに応募時に雑誌掲載が受理されたもの（受理証明書添付）とする。但し、他の助成等を受けた論文は除く。

(選考)

- 第5条 本賞受賞者の選考は、別に定める「白鳥 常男 賞 受賞者選考規定」による。

(受賞者)

- 第6条 本賞の授与は受賞年度に開催される総会において行う。受賞者は以下の条件を満たす者とする。
- (1) 受賞年度に開催される総会において、受賞講演を行う。
- (2) 受賞年内に、本会機関誌に受賞業績に関連する内容の総説論文を発表する。

(その他)

- 第7条 本賞は15年間の時限とするが、継続も可能とする。
- 第8条 本賞は原則一人一回の受賞とする。

付則 本規定は平成26年8月8日より施行し、平成27年度事業から実施する。